

厚木市文化会館改修事業
入札説明書等に関する質問(第2回)への回答

令和4年8月29日

厚木市

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第2回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	15 21	第3 第5	4 2	(13) (3)	オ	著作権等 特許権等	「本事業の入札書類の内容に含まれる特許権、実用新案権等の第三者の権利の対象となる材料、工法等を使用した結果、生じた責任は原則として提案を行った入札参加者が負い、市が損失又は損害を被った場合は補償又は賠償を行う」等の記載がございますが、本事業に関する入札書類に第三者の有する特許権等が含まれていることにつき、入札参加者が善良な管理者としての注意義務を果たしても知り得なかった場合に、入札参加者は当該特許権等を使用した結果生じる責任を負担しないものと考えてよろしいでしょうか。	第三者の有する特許権等が含まれていることにつき、入札参加者が善良な管理者としての注意義務を果たしても知り得なかったことが証明できる場合は、お見込みのとおりです。
2	入札説明書	22	第5	3			予定事業費	本事業への参画を判断するにあたって、施設整備費・維持管理費・SPC経費について市が想定している予算の内訳を開示いただけないでしょうか。 特に、予定事業費算出の基となった導入可能性調査報告書(2018公表)では維持管理・運営費で約2億円/年とありますが、その内、本事業の業務範囲となる維持管理業務費の割合をご教示ください。	開示しません。
3	入札説明書	22	第5	3			予定事業費	本事業の予定事業費に関する記載がございますが、今回ご提示する見積金額は、厚木市様にご提示いただいた入札説明書等に基づき、現時点の単価において積算したものであり、見積金額をコストターゲットの努力目標値として、厚木市様と事業者が互いに協力することを前提としております。今後、物価上昇や法令の制定、社会情勢の変動、不可抗力等、見積時点で通常予想することが困難な事象により予定事業費を上回る追加費用が見込まれる場合には、必要と認められる範囲において事業費の増額をご協議いただけますでしょうか。	事業費の増額は想定していません。 但し、昨今の経済情勢を踏まえ、サービス対価Aの改定について、下記のとおりとし、これに合せて入札説明書を改定します。 【サービス対価Aの改定】（事業契約書(案)P53） ・「改定率a」：本件施設の設計業務の完了日以降の日（基準日）の属する月の指標値（確定値）／入札日の属する月の指標値（確定値）-1 ・改定増減額＝改定前サービス対価A×改定率a－改定前サービス対価A×15/1000（a＞0の場合） （詳細は入札説明書（改定版）参照のこと。）
4	入札説明書	22	第5	3			予定事業費	当事業の債務負担行為金額の設定は、R4年2月定例議会で議決されたと拝察いたします。また当該積算時期は、更にそれ以前(R3年12月修正要求水準書公表)であったと思料いたします。 建設物価の建築費指数（建築）によりますと以下のとおりです。 R3年12月～R4年6月約5.7%up (R3年12月～R4年2月約0.2%up R4年2月～R4年6月約5.5%up) 昨年来、世界的な原材料の品薄・高騰の影響により、建設業の幅広い資材において、かつて経験のない価格高騰が発生しています。このような状況を踏まえ、予定事業費の変更（増額）について検討していただくことは可能でしょうか。	No. 3の回答を参照してください。
5	入札説明書	22	第5	3			予定事業費	予定事業費算出の根拠となった下積徴収先リストの開示をお願いします。	下積徴収先リストを開示します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
6	入札説明書	31	添付資料	1	(2)	③	改修工事着工遅延リスク	「市の指示、提示条件の不備、変更によるものを除き、事業者がリスクを負担する」旨の記載がございますが、事業者が善管注意義務を果たしても予見管理できない事由により改修工事の着工遅延が発生した場合につきましては、事業者はその責任を負わないものとさせていただきますでしょうか。
7	入札説明書 事業契約書（案）	31 17	添付資料 第40条	1	(1)	⑪	第三者賠償リスク 改修工事中に事業者が第三者に及ぼした損害	「事業者が、本件施設の改修工事の施工により第三者損害（本件施設の改修工事の施工に伴い通常避けることができない騒音その他の事由により第三者に生じた損害を含む。）を及ぼした場合、事業者は、当該損害を当該第三者に賠償しなければならない」等の記載がございますが、事業者が施工者として善管注意義務を果たしても避けることが困難な事由により発生した第三者損害につきましては、厚木市様にご負担いただけますでしょうか。
8	入札説明書	32	添付資料	1			リスク分担表	例えば、不作為によらない設備の不具合で講演会等が中止・中断した際は、事業者の責めに帰すべき事由に当たらないと解釈してよろしいですか。
9	入札説明書 入札説明書 入札説明書 入札説明書 事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案）	30 32 33 33 11 14 15 62	添付資料 添付資料 添付資料 添付資料 第27条 第31条 第33条 別紙10	1 1 1 1 第3項 第5項 第5項 1	(1) (3) (4) (5) (2)	⑨ ④ ⑤ ⑧	債務不履行リスク 情報流出リスク 施設等に係る契約不適合リスク 性能リスク 建設段階におけるモニタリング業務 市による説明要求及び建設現場立会い等 市による本件施設の完成確認 モニタリング及びサービス対価の減額	「市は本条に規定するモニタリング業務の実施を理由として、本業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない」及び「市は、本条に規定される説明又は確認の実施を理由として、本件施設の改修の全部または一部について何ら責任を負うものではない」等の記載がございますが、厚木市様からの指示・承認等の意思決定をいただいた事項については、事業者がその責任を負うものではないと考えてよろしいでしょうか。
10	要求水準書 事業契約書（案）	7 76	第2 別紙12	3			法令・基準等 法令変更による損害金分担規定	「法令、基準等に関しては最新のものを適用し、本事業の契約締結までの間に改定があった場合には、原則として改定されたものを適用する」及び「契約締結後の改定については、その適用について協議する」等の記載がございますが、事業者が予見できない法令、税制等の変更に伴い、本事業の計画・内容に影響が生じた場合につきましては、必要と認められる範囲において事業費及び事業期間の変更を認めていただけますでしょうか。
11	要求水準書	22	第2	10			費用負担	「本書に記載された事業者の業務に係る費用については、本書や募集要項、事業契約書等において、特段の断りがない限り、その一切を事業者が負担する」旨の記載がございますが、事業者が善管注意義務を果たしても予見管理できない事由により生じた追加費用につきましては、厚木市様にご負担いただけますでしょうか。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
12	要求水準書 要求水準書 基本協定書（案） 基本協定書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案）	23 23 10 10 40 77	第2 第2 第12条 第13条 第102条 別紙13	12 12 第6項 3	(2) (3)	イ ア	個人情報の保護及び秘密の保持 守秘義務の遵守 秘密保持 協定の有効期間 秘密保持 秘密保持	事業者が負う秘密保持義務は、事業期間が終了した後 も存続する旨の記載がございますが、事業者は本事業 の終了から2年を経過する日まで秘密保持義務を負う ものとさせていただきますでしょうか。	原文どおりとします。
13	要求水準書	25	第3	1	(2)	ウ	舞台機構設備	大ホールは、機械式を手動式としてもよろしいでしょ うか。	要求水準書を変更します。 なおご質問にある「機械式」を「電動式」と読み替え て回答しています。
14	要求水準書 事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案）	28 5 13 14 17 20 27 36 37 37 57 66 69	第3 第13条 第31条 第33条 第39条 第48条 第73条 第88条 第89条 第91条 別紙5 別紙10 別紙10	第2項 第4項 第2項 第4項 第2項 第4項 第1項 第1項 第2項 第1項 第5項 第3項 第3項	(4) (1) (6)	イ ア ア	設計変更について 統括マネジメント業務実施体制の確認 市による説明要求及び建設現場立会い等 市による本件施設の完成確認 工事の中止 開館準備完了確認 サービス対価の減額 契約の終了 通知の付与 契約の終了 サービス対価の減額等 改善勧告 改善勧告	「市は必要があると認める場合、事業者に対して工期 の変更を伴わず、かつ事業者の提案を逸脱しない範囲 で、設計変更を要求できる」及び「市は、実施体制を 確認した結果、実施体制がこの契約等の条件を満たし ていないと判断した場合、事業者に対してその是正を 求められる」等、厚木市様の主観により決定される規 定につきましては、事実関係を踏まえて客観的に妥当 性のある基準にて合理的にご判断いただけるものと思 えてよろしいでしょうか。	「市の主観により決定」の意味がよく分かりません が、市は一方的に決定するものではなく、事業者との 協議等を経て合理的な範囲で決定・判断を行います。
15	要求水準書	28	第3	2	(4)	イ	設計変更について	「面積増や大幅な仕様変更が伴わない限り、契約の範 囲内で対応する。大幅な変更により、事業者に追加費 用が発生した時は、市が当該費用を負担する」旨の記 載がございますが、設計変更により事業者に追加費用 が生じる場合は、設計変更の規模にかかわらず、必要 と認められる範囲で事業費の増額を認めていただけま すでしょうか。	原文どおりとします。
16	要求水準書 要求水準書	30 31	第3 第3	第3項 第3項	(3) (3)	ア(ア) ア(エ) c	基本的な考え方 近隣対策等	「事業者は着工に先立ち、周辺住民等に対する工事内 容の説明等を十分行い、工事の円滑な進行と近隣に理 解及び安全を確保する」及び「着工に先立ち、周辺住 民等に対し、事業計画、工事実施計画等について十分 な説明を行う」旨の記載につきまして、近隣への説明 については事業者としてご協力いたしますが、周辺住 民等の了解は事業主であるが厚木市様が得ていただく ものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	要求水準書	32	第3	3	(3)	ア (カ) b	工事期間中の設計変更	「工事着手後、設計時に想定できなかった内容の調整 に当たり、増額する項目と減額に当てる項目を明示 し、増減のバランスを図りながら、最も有効な整備費 の使途となるよう調整すること。調整は、実施設計時 の内訳書を基に、市の承諾を得て行う」旨の記載につ きまして、事業者は整備費の適切な調整に努めます が、工事着手後に発生した設計時に想定できなかった 内容の調整は客観的に妥当性のある内容でご承認いた だき、必要に応じて整備費を変更いただけるものと思 えてよろしいでしょうか。	工事着手後に判明した増減についても、原則として、 契約金額内で調整を行い、調整できない増額がやむを 得ず発生した場合は、協議を行います。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
18	要求水準書	32	第3	3	(3)	ア(カ)c	改修工事の見学会開催 「市は指定管理者である財団アウトリーチ事業として、改修工事中の現場見学会を実施する。開催回数、時期については市と協議の上、見学会に協力する」旨の記載がございますが、これは工程や施工計画等に影響を与えない範囲において協力することを求める趣旨であると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	要求水準書	33	第3	3	(3)	ア(キ)b	市の完成確認等 事業者の提出書類として「取扱説明書、保証書等」との記載がございますが、提出対象となる保証書の内容及び保証期間につきましては、専門工事業者又はメーカーが技術的に対応可能な範囲内とさせていただくことを前提に、別途ご協議いただけますでしょうか。	保証書の内容及び保証期間については、技術的かつ常識的に妥当な範囲内としていれば、問題ありません。
20	要求水準書	34	第3	5	(1)	ア	防水改修工事 本文内に『最低でも15年程度は防水性能を維持できるものとする』とありますが、15年間の保証書発行は現実的でなく、また仮に10年間の保証書を発行できたとしても、数年毎のトップコート塗り替え等の条件が付されることが通常と料します。このトップコート塗り替え等の修繕・更新費用につきまして、修繕業務予算上限2500万円での対応を基本としつつ、仮に他に優先すべき修繕項目があり上限予算内での対応が困難な場合は、市の負担をご相談させて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	現実的に漏水に至らなければ良いというレベルで15年もつことを想定しています。メーカーでは15年保証はできないことは承知しており、そこまでの保証を求めません。 10年間の事業期間中にトップコートの塗り替えを行う必要があるかは提案とします。 修繕業務予算2500万円を超える場合の考え方については、No. 151の回答を参照してください。
21	要求水準書	34	第3	5	(1)	ア	6F庭園庇屋根 既存銅板葺きに関するガルバリウム鋼板全面葺き替えにつきましては、「改修参考仕様」とあるため、改修要否・仕様・範囲については民間提案に委ねられるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	要求水準書	35～38	第3	5	(1)	イ	外装改修工事 各所岩綿吸音板軒天更新について、既存流用のうえ、バグー塗装とする提案をお認め頂けますでしょうか。	原則として、要求水準書どおり更新として下さい。
23	要求水準書	37～38	第3	5	(1)	イ	内装改修工事 各所アルミ製軒天更新について、既存流用のうえ、クレーンクとする提案をお認め頂けますでしょうか。	原則として、要求水準書どおり更新として下さい。
24	要求水準書	38	第3	5	(1)	ウ	外壁レンガタイル アンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法(2箇所/m2)の施工範囲は外壁面積6,826m2全体との認識でよろしいでしょうか。それとも全体ではなく想定数量(%)をご指示いただけるものと考えてよろしいでしょうか。その場合、想定数量をご指示ください。	外壁全体と考えて下さい。
25	要求水準書	38	第3	5	(1)	ウ	外構工事 外構のレンガタイル舗装更新について、対象範囲を10%から7%にする提案をお認め頂けますでしょうか。	7%で傷みの酷い部分がほぼ更新できるのであれば、問題ありません。
26	要求水準書	39	第3	5	(1)	エ	溢れ池 溢れ池を活かした良好な収景施設等の提案が可能であれば、撤去せず残置する提案も可能でしょうか。	溢れ池は撤去としてご提案下さい。但し、撤去方法は様々な提案の余地があると考えています。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
27	要求水準書	39	第3	5	(1)	エ	外構工事	外構のネットフェンス更新について、一部補修程度とする提案をお認め頂けますでしょうか。	原則として、要求水準書どおり更新として下さい。
28	要求水準書	40～73	第3	5	(2)	ア	内装改修工事	各所天井岩綿吸音板及び化粧石膏ボード更新について、設備工事に伴う解体撤去以外については、既存流用のうえ、塗装替えとする提案をお認め頂けますでしょうか。	原則として要求水準どおりとします。バックヤード等来館者の目に触れないところについては既設流用の上、塗装替えとする提案を認めます。
29	要求水準書	40～73	第3	5	(2)		内装改修工事	各既存仕上材(主に床材)の仕様について、他事例で採用し、運営上問題がないと考えられる仕様(絨毯・タイルカーペット・ビニルタイル等)については、提案としてお認め頂けますでしょうか。	質的に問題ないと保証できるものであれば結構です。
30	要求水準書	40～73	第3	5	(2)		内装改修工事	各所木巾木の更新について、既存流用のうえ、塗装替えとする提案をお認め頂けますでしょうか。	床と壁が更新となっている部分については、巾木も更新とします。どちらかが既設流用となっている場合で、既設の巾木があまり傷んでいないものは塗装替えで良いものとします。その場合、事業者による事業期間中の管理責任が生じることに留意してください。
31	要求水準書	41	第3	5	(2)	ア	1F大ホール客席	床を既存同等で更新するとございますが、540㎡は1階客席のみで2階席部分は含まれないものとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、540㎡は1階客席の面積です。2階席部分の記載が漏れており、当該部分の面積は、サイドバルコニーも含めて約412㎡です。
32	要求水準書	42	第3	5	(2)	ア	1F大ホール客席	再確認させていただきます。6月8日修正版では壁は既存流用とありますが、前回の質疑回答(No. 62)で、壁につきましても更新するとのご回答でした。修正版を正と考え既存流用との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、壁は既存流用で問題ありません。
33	要求水準書	42 44	第3	5	(2) ア		内装改修工事	各ホール舞台床は、下地合板t24+ヒノキ集成材t24で貼り替えが要求水準となっておりますが、事業期間が終了する令和16年度から3年程度は更新・改修を発生させないことを前提に、適切にメンテナンスのうえ、美観を維持できるのであれば、既存研磨・再塗装・部分補修とする提案もお認め頂けますでしょうか。	認めます。
34	要求水準書	45～53	第3	5	(2)	ア	内装改修工事	各所畳の更新について、表替えとする提案をお認め頂けますでしょうか。	要求水準書どおりとします 利用に支障がない範囲で表替えの提案も認めます。
35	要求水準書	51	第3	5	(2)	ア	内装改修工事	5Fホールくつろぎスペースの床仕上げについて、床フローリング張り替えからタイルカーペットに変更する提案は、お認め頂けますでしょうか。	原則として、要求水準書どおり更新として下さい。
36	要求水準書	52～53	第3	5	(2)	ア	内装改修工事	和室の珪藻土壁塗替えについて、既存流用の上部分補修+クリーニングとする提案は、お認め頂けますでしょうか。	部分補修が、補修していない部分と区別がつかないようにするのであれば、認めます。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
37	要求水準書	54	第3	5	(2)	イ	内部劣化部改修	第1回質疑書（P6 No.63）で大小ホール客席のフローリングを張り替えとする指示がありますが、張り替えには客席の取外し撤去・復旧が必要となります。また、要求水準書（P54・55 ホール客席椅子工事）には、客席はクリーニングの内容しか記載がありません。客席の取外し撤去・復旧は、追加工事と考えてよろしいでしょうか。または、客席を取り外さずフローリング全面補修との解釈でよろしいでしょうか。	客席は全て取り外してフローリングを貼り替えて下さい。
38	要求水準書	54	第3	5	(2)	イ	内部劣化部改修	今回改修事業は主要部の美観・機能・安全性の向上を中心とした改修事業と理解しますが、限られた予算の中で効果的な改修を行うために、バックゾーンについては事業期間内の利用に問題のない範囲については、既存流用や仕様の見直しの提案を行ってもよろしいでしょうか。	原則として要求水準書どおりとします。
39	要求水準書	55～63	第3	5	(2)	ウ	内装改修工事	5及び6階の木製建具（襖等）の更新について、既存流用の上部分補修とする提案は、お認め頂けますでしょうか。	要求水準書どおりとします。
40	要求水準書	59	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	P59「B1F EV機械室 SD-103A」の更新など、人目につかないバックヤードでの建具や内外装更新が要求水準に含まれております。この様な人目につかない部位の更新について、現地調査等のうえ、機能上支障が無いと考えられる項目は既設流用とすること提案は可能でしょうか。	竣工以来44年が経っている建具は原則として更新とします。但し、実施設計時に適切な資料を示せば既設流用も可とします。その場合、事業者による事業期間中の管理責任が生じることに留意してください。EV機械室内装は、元の要求水準書も既設流用となっています。
41	要求水準書	61	第3	5	(2)	ウ	SW-10、AW-1等	改修仕様欄の「シル打ち換え」とはガラスシルの打ち換えとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	要求水準書	64	第3	5	(2)	エ	サイン工事	各所サインの更新について、最低限の更新とする提案をお認め頂けますでしょうか。	要求水準書どおりとします。
43	要求水準書	64	第3	5	(2)	オ	内部劣化部改修	要求水準書に煙突内アスベストライニング除去の記載がありますが、エレベーター更新に伴うアスベストレベル1の除去がありません。既存の煙突使用に支障なければアスベスト除去部位の変更を必要はありませんか。	エレベーターシャフト内のアスベストについては、事業者にて調査を行ってください。アスベストが含有されていた場合は、協議を行うこととします。
44	要求水準書	64 114	第3	5 8	(2) (1)	オ オ	アスベスト除去工事 屋内排水配管	P64のアスベスト撤去範囲に記載がない雨水縦樋のラスモルタル巻にはアスベストは含まれないと考えてよろしいでしょうか。 （実際にラスモルタル部分のアスベスト除去を行うとすると、エルボ保温のような部分的な除去では対応できず、縦樋設置エリア全体を囲い、負圧隔離するような大掛かりな工事になると予想されます）	雨水縦樋のラスモルタル巻のアスベストについては、事業者にて調査を行ってください。アスベストが含有されていた場合は、協議を行うこととします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
45	要求水準書	66	第3	5	(4)	ア	法令変更対応	ホール特定天井耐震化で平成20年の安全対策工事で人が入れずに補強未施工範囲も、追加工事でなく天井仕上材を剥がして要求水準書とおり補強すること。と第1回質疑回答（P8 No.92）にあります。 天井仕上材を剥がすには客席に足場が必要になる為、剥がした箇所のみ塗装することよろしいでしょうか。	施工の安全を考えれば、天井裏だけの工事範囲にも足場は必要であるという前提で、総足場を想定しています。塗装範囲については意匠性に十分配慮した提案としてください。
46	要求水準書	70	第3	5	(5)	ア	大ホールトイレ改修(プロジェクター室新設)	大ホール背面の多目的室の男子トイレへの改修について、プロジェクターは室を設けて設置する場合の他に、音およびメンテナンス性を考慮した上で大ホール客側に設置する提案を行ってもよろしいでしょうか。	機器を囲うなどファン騒音に十分配慮した計画であれば提案を可とします。
47	要求水準書	70	第3	5	(5)	ア	大ホールトイレ改修(プロジェクター室新設)	プロジェクターについて、要求水準書で29,000lmの機器が規定されていますが、現状・今後の使い勝手を考慮し、16,000～20,000lm程度での提案を行ってもよろしいでしょうか。また、維持管理性を考慮し、要求水準書のランプ式から球更換が不要なレーザー式とする提案を行ってもよろしいでしょうか。	プロジェクターはレーザー式、20,000lm以上であれば可とします。
48	要求水準書	70	第3	5	(4)	ウ	ピロティ天井耐震化工事	ピロティ天井部は「特定天井」※には該当しないとの考えでよろしいですか。 （高さ6mを超える天井の部分は約42㎡） ※「特定天井」の定義 吊り天井であって、次のいずれにも該当するもの ・居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの ・高さ6mを超える天井の部分で面積200㎡を超えるものを含むもの ・天井面構成部等の単位面積質量が2kgを超えるもの	ご指摘のとおり、ピロティ天井部は特定天井には該当しません。しかし、天井裏が一体となっている面積が200㎡を超えていることから、地震時に損傷を受けやすいと思われ、耐震対策は必要ですが、告示に縛られない工法を選択することは可能です。
49	要求水準書	70	第3	5	(4)	ウ	ピロティ天井耐震化工事	ピロティ天井部が「特定天井」には該当しない場合、特定天井対応の「既設天井を撤去し、準構造直張りで張り替え」は法的に必要ありません。ただし、既設天井を残置したまま天井内下地に落下防止ワイヤー付の金物やビスによる固定金具を取付け、天井材や設備の落下を防止する工法と導入することで、現状より地震時の安全性を向上させることは可能です。上記工法を提案してもよろしいでしょうか。	法的には必要なくても、確実な安全性を担保して下さい。天井裏からワイヤーを引っ掛けるタイプの落下防止は、落下時にかかる衝撃に耐える吊元の強度が求められます。また、ボードのビス抜け対策も必要です。それらを充足できる提案であれば認めます。
50	要求水準書	70	第3	5	(4)	エ	法令変更対応	荷物用油圧エレベータは全撤去し、現行法の基準に沿ってモータ式で更新とあります。 平成29年日建設計コンストラクションマネジメント㈱が実施した厚木市文化会館 建築物・設備等調査業務報告書のM-130, 131によると荷物用EVシャフトにアスベスト含有レベル1の岩綿吹付が鉄骨・外壁面内側に使用されております。 また、要求水準書P64のアスベスト除去工事には、エレベータシャフト内のアスベスト除去に関して記載はありません。 ELV更新に伴うアスベストRv1の撤去処分費は追加と考えてよろしいでしょうか。	No. 43の回答を参照してください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
51	要求水準書	70	第3	5	(4)	オ	大ホール シャッター	大ホールの舞台-客席間の防火区画（防火シャッター）について、現行法規（建築基準法・神奈川県及び厚木市建築基準条例・厚木市火災予防条例）では不要と思われます。 ※要求水準書にて既存防火シャッターに危害防止装置を設置とありますが、防火シャッター機能を停止（電氣的に遮断）し誤作動することがないようにし残置することよろしいでしょうか。	許認可担当課に確認したところ、防火戸は必要という見解が示されました。従って要求水準書どおりとします。
52	要求水準書	70	第3	5	(4)	オ	小ホール ホワイエ 2Fと3Fの 排煙区画	小ホールホワイエ吹抜部について、要求水準書では防煙垂壁の設置とありますが、同吹抜部は機械排煙にて一体での区画と考えられます。（大ホールホワイエも同様の構成と考えられますが、こちらには防煙垂壁の設置の記載はありません。） 法的確認をお願い致します。	H29年度厚木市文化会館 建築物・設備等調査業務報告書では、2F, 3Fにそれぞれ排煙口があるため区画が必要となっています。実施設計時に許認可担当課へ確認の上、区画が不要であれば防煙垂壁は不要とします。
53	要求水準書	74	第3	6	(1)		受変電設備	「部品」とはブレーカーやヒューズを想定していましたが、変圧器含めた高圧機器等、函体以外は耐用年数を過ぎたものを更新するのでしょうか。 受変電は2003年に更新されているようなので、実用耐用年数（約20年）を近く迎えますが、実際に30年、40年稼働している受変電も多くあり、かつ既存の状態も良好なので既存流用とするとご提案は可能でしょうか。	劣化部品の提案については、事業者者に委ねます。事業期間中に休館の必要が発生するような故障が起きなければ、劣化部品の既設流用も可能とします。その場合、事業者者に事業期間中の管理責任が生じることに留意してください
54	要求水準書	74	第3	6	(1)		受変電設備	受変電設備については、現地確認、並びに維持管理会社の現状診断より既存機器、配線・配管等の一部を流用しても問題ないと考えています。よって、事業者側の判断で一部既存流用を採用することをお認め頂けますでしょうか。	事業期間中に、休館の必要が発生するような故障が起きなければ、既設流用も可とします。その場合、事業者者に事業期間中の管理責任が生じることに留意してください。
55	要求水準書	74	第3	6			電気設備	「既存配線は可能な限り撤去」をお認め頂けますでしょうか。	既設配線を撤去せずに通線が可能であれば認めますが、残置した配線が後に混乱を来さないように処理して下さい。
56	要求水準書	74 75 77 79 81 82 83 84	第3	6	(8) (10) (12) (13) (14) (17) (18)		電気設備	電気設備については、現地確認、並びに維持管理会社の現状診断より、既存機器、配線・配管等の一部を流用しても問題ないと考えています。よって、事業者側の判断で一部既存流用を採用することをお認め頂けますでしょうか。	事業期間中に、休館の必要が発生するような故障が起きないことを前提とすれば、既設流用も可能とします。その場合、事業者者に事業期間中の管理責任が生じることに留意してください。
57	要求水準書	75	第3	6	(4)		太陽光発電設備	令和17年事業終了という一定期間使用を考慮し、太陽光発電設備を新規に設置することを中止する提案は可能でしょうか。	要求水準書どおり設置して下さい。
58	要求水準書	75	第3	6	(5)		接地設備	接地抵抗測定は直近年次点検結果が良好な場合、今回工事着手時の接地抵抗測定は省略できると考えて宜しいでしょうか。	省略できません。
59	要求水準書	75	第3	6	(6)		幹線設備	絶縁抵抗測定は直近年次点検結果が良好な場合、今回工事着手時の絶縁抵抗測定は省略できると考えて宜しいでしょうか。	省略できません。（「絶縁抗」は「絶縁抵抗」、「接地抵抗」は「絶縁抵抗」の間違いと理解しました。）

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
60	要求水準書	77	第3	6	(8)	電灯設備	今回改修事業は主要部の美観・機能・安全性の向上を中心とした改修事業と理解しますが、限られた予算の中で効果的な改修を行うために、バックゾーンについては事業期間内の利用に問題のない範囲については、既存流用や仕様の見直しの提案を行ってもよろしいでしょうか。	既設の蛍光灯、白熱灯はいずれ電球がなくなるので、全てLED灯具に更新して下さい。	
61	要求水準書	79 81	第3	6	(10)	分電盤設備	分電盤設備については、現地確認、並びに維持管理会社の現状診断より既存機器、配線・配管等の一部を流用しても問題ないと考えています。よって、事業者側の判断で一部既存流用を採用することをお認め頂けますでしょうか。	No. 56の回答を参照してください。	
62	要求水準書	81 82	第3	6	(12)	電気時計設備	「既設同等で更新」とありますが、携帯電話等の普及に伴い電気時計の需要が減ってきている中、電気時計は更新をしない提案はお認め頂けますでしょうか。	親時計と事務室、大小ホールの楽屋の子時計は更新して下さい。大小ホールの表示設備の時計も更新して下さい。その他の時計は撤去とします。	
63	要求水準書	82	第3	6	(13)	インターホン設備	「使い勝手の良いシステムに全面更新する」とありますが、携帯電話等の普及によりインターホンの必要性は少ないと思われます。楽屋用・保守用インターホンは既存流用する提案はお認め頂けますでしょうか。	大小ホールの楽屋用インターホンは更新して下さい。その他のインターホンは既設流用を可とします。その場合、事業者が事業期間中の管理責任が生じることに留意してください。	
64	要求水準書	82	第3	6	(13)	インターホン設備	「ワイヤレス化等も検討し使い勝手の良いシステムに全面更新する」とありますが、既存同等の機器とする提案もお認め頂けますでしょうか。	大小ホールの楽屋用インターホンは、既設同等で更新とすることを認めます。	
65	要求水準書	84	第3	6	(19)	自動火災報知設備	要求水準書には受信機・副受信機は令和3年度に更新済みなので機器は「既設のままとする」とあります。部位毎の表では受信機・副受信機・中継器は「既設のままとする」とあり、その他機器類は「既存同等で更新」とあります。配線についての記載はありませんが、最新システムに更新することによる配線仕様の変更が必要な部分は更新し、感知器等配線仕様の変更が無い部分については既存流用する提案はお認め頂けますでしょうか。	配線仕様の変更が無い部分については、既存流用で問題がないという根拠を示せば可とします。その場合、事業者が事業期間中の管理責任が生じることに留意してください。	
66	要求水準書	85 86	第3	6	(21)	イ	屋外電灯設備	南側吹抜軒天のライトアップ機能を残せば、カラーLED灯具ではなく、RGB演出の無い一般LED灯具として提案することは可能でしょうか。	各種イベントに合わせたテーマカラーによるライトアップを想定しており、それが可能であればすべてをカラーLEDとする必要はありません。
67	要求水準書	85 86	第3	6	(21)	イ	屋外電灯設備	館名文字ライトアップ機能を残せば、カラーLED灯具ではなく、RGB演出の無い一般LED灯具として提案することは可能でしょうか。	原則として要求水準書どおりとします。
68	要求水準書	86	第3	6	(22)	ア	デジタルサイネージ設備	「掲示板用として100インチ程度の表示装置を3台、館内案内用表示設備として30インチ程度を10台設置」とありますが、過去案件の類例から100インチを1台（エントランス付近）、30インチを3台程度（館内）とする提案はお認め頂けますでしょうか。	エントランスの100インチ1台は動画も含めたマルチな掲示とし、屋外の掲示板位置2箇所に最低限文字情報の出る大型モニター（大きさは任意）を設置することは必須とします。その他の小型モニターについては、任意とします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
69	要求水準書	88 89	第3	7	(1)	ア	換気ファン (要求水準書) 水冷PAC関連の下記機器を撤去 ・屋上……冷却塔 (CT - 2、3) ・B 1 階…冷却水ポンプ (AP - 2、3) 冷却水ポンプ (AP - 6) (提案) 営業及び日常修繕に支障がない撤去想定機器は残置して良いでしょうか。	原則として不要な機器は撤去して下さい。
70	要求水準書	92	第3	7	(1)	ア	空調機器設備 既設空調機AHU-1～4がプラグファンの場合、軸受・ブーリは該当ないため、交換対象外と考えてよろしいでしょうか。	軸受・ブーリーがなければ、交換は不要です。
71	要求水準書	93	第3	7	(1)	ア	空調機器設備 空調機器設備については、現地確認、並びに維持管理会社の現状診断より既存機器、配線・配管等の一部を流用しても問題ないと考えています。よって、事業者側の判断で一部既存流用を採用することをお認め頂けますでしょうか。	No. 56の回答を参照してください。
72	要求水準書	94	第3	7	(1)	ア	空調機器設備 「※RF (還気ファン) 及び更新AHUのインバーター本体は機器付属」とありますが、運転可能と判断出来れば、インバーターなしの提案もお認め頂けますでしょうか。	要求水準書書どおりとします。
73	要求水準書	94	第3	7	(1)	ア	換気ファン 換気設備について、現地確認、並びに維持管理会社の現状診断より既存機器、配線・配管等の一部を流用しても問題ないと考えています。よって、事業者側の判断で一部既存流用を採用することをお認め頂けますでしょうか。	No. 56の回答を参照してください。
74	要求水準書	95 102	第3	7	(1) (2) (3)	イ イ イ	ダクト設備 ダクト設備 排煙口 制気口、排煙口および同ボックスの更新は天井更新範囲のみを対象と考えてよろしいでしょうか。 重大な不具合の恐れがある又は懸念されるダクトがあれば具体的にお知らせください。 前述の内容に該当するダクト以外は、修繕などで既設流用しますが良いでしょうか。	No. 56の回答を参照してください。 ただし、塗装を含めた天井改修範囲の制気口及び排煙口の改修は必須とします。
75	要求水準書	99	第3	7	(2)	ア	換気機器設備 サクシヨンペーン付ファンは、現行品に同等品がない場合、インバータ制御にて風量調整をおこなうと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	要求水準書	102	第3	7	(3)	ア	排煙機機 「排煙ファン (SMF1～6) のオーバーホールを行う」とありますが、以下の2点を踏まえ、グリースアップなどのメンテナンス程度の改修内容とする提案もお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 ①既存機器メーカー (武部鉄工所) は事業から撤退しており、他メーカーでのオーバーホールは対応困難であるため。 ②特に、排煙ファン (SMF4) の出入口が狭いため (600□程度)、オーバーホールに必要な部材等の搬出入が困難であるため。	既設再利用が可能である具体的な根拠を提示した上での、既設再利用の提案は可とします。その場合、事業者による事業期間中の管理責任が生じることに留意してください。 但し、電動機及びベルトの交換は必須とします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
77	要求水準書	102	第3	7	(3)	ア	排煙設備	排煙機器設備については、現地確認、並びに維持管理会社の現状診断より既存機器、配線・配管等の一部を流用しても問題ないと考えています。よって、事業者側の判断で一部既存流用を採用することをお認め頂けますでしょうか。
78	要求水準書	103			(4)	ア	中央監視設備	中央監視設備については、現地確認、並びに維持管理会社の現状診断より既存機器、配線・配管等の一部を流用しても問題ないと考えています。よって、事業者側の判断で一部既存流用を採用することをお認め頂けますでしょうか。
79	要求水準書	103 104 105			(4)	ア	自動制御設備	自動制御設備については、現地確認、並びに維持管理会社の現状診断より既存機器、配線・配管等の一部を流用しても問題ないと考えています。よって、事業者側の判断で一部既存流用を採用することをお認め頂けますでしょうか。
80	要求水準書	107	第3	8	(1)	ア	衛生器具設備	「既設洋便器は流用とし、洗浄便座のみ更新とする」とありますが、洗浄便座も継続利用出来ると判断出来れば既設流用する提案はお認め頂けますでしょうか。
81	要求水準書	107～ 112	第3	8	(1)	ア	衛生器具設備	衛生器具設備については、現地確認、並びに維持管理会社の現状診断より既存機器、配線・配管等の一部を流用しても問題ないと考えています。よって、事業者側の判断で一部既存流用を採用することをお認め頂けますでしょうか。
82	要求水準書	112	第3	8	(1)	イ	給水設備	屋内給水設備については、現地確認、並びに維持管理会社の現状診断より既存機器、配線・配管等の一部を流用しても問題ないと考えています。よって、事業者側の判断で一部既存流用を採用することをお認め頂けますでしょうか。
83	要求水準書	113	第3	8	(1)	エ	屋内排水設備	屋内排水設備については、現地確認、並びに維持管理会社の現状診断より既存機器、配線・配管等の一部を流用しても問題ないと考えています。よって、事業者側の判断で一部既存流用を採用することをお認め頂けますでしょうか。
84	要求水準書	113 114 117	第3	8	(1) (1) (5)	ウ オ ー	屋内給水配管 屋内排水配管 屋内ガス設備	下記の項に記載の新設湯沸室は同じ室を示すと考えてよろしいでしょうか。 屋内給水・排水配管：「小ホールに新設されるドライアイスマン用給湯室」 屋内給水・排水配管：「小ホール新設湯沸室」 屋内ガス設備：「2F小ホール湯沸室」 室の場所をご指示願います。 またガス給湯器の型式・能力・仕様・設置場所をご指示ください。

No. 56の回答を参照してください。
なお、電動機及びベルトの交換は必須とします。

No. 56の回答を参照してください。

No. 56の回答を参照してください。

要求水準書どおりとします。

No. 56の回答を参照してください。

No. 56の回答を参照してください。

No. 56の回答を参照してください。

小ホールの新設湯沸室はお見込みのとおりです。室の場所、ガス給湯器の型式等は、ご提案下さい。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
85	要求水準書	114	第3	8	(2)	オ	屋内排水設備 雨水堅管更新について、内樋を残置して止水し新たに外部露出の樋に更新することとしてよろしいでしょうか。	意匠性を考慮した提案であれば認めます。北側は目立たないので露出の縦樋採用の可能性はありますが、南側は望ましくありません。
86	要求水準書	115	第3	8	(3)	ア	ハロゲン消火設備 消火設備については、現地確認、並びに維持管理会社の現状診断より既存機器、配線・配管等の一部を流用しても問題ないと考えています。よって、事業者側の判断で一部既存流用を採用することをお認め頂けますでしょうか。	ハロゲン消火設備については、要求水準書どおりとします。
87	要求水準書	115	第3	8	(3)	ア	屋内消火栓設備 1号消火栓を2号消火栓（広範囲型）に変更し、消火ポンプユニットを現法規の容量に更新とありますが、法規上現状のままでも適合するので、1号消火栓のままとして消火ポンプユニットも既設流用する提案はお認め頂けますでしょうか。	認めます。
88	要求水準書	115	第3	8	(3)	イ	スプリンクラー消火 「スプリンクラーヘッドは全数交換する」とありますが、2004年以降に更新されたものは、既存再利用とする提案もお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	2004年以降に更新されたものは、既存再利用とすることを認めます。その場合、事業者が事業期間中の管理責任が生じることに留意してください。
89	要求水準書	115	第3	8	(3)	イ	スプリンクラー消火設備 「現行の消防法に不適合の部分は改修する」と記載がありますが、不適合部分の対象範囲と是正措置内容を具体的にご教示ください。	現時点でスプリンクラー消火設備の消防法不適合な事案はありません。
90	要求水準書	115	第3	8	(3)	イ	スプリンクラー消火設備 閉鎖型スプリンクラーヘッドおよび巻出管は、天井を更新しない範囲も含む全てを更新と考えてよろしいでしょうか。 (資料10-05厚木市文化会館リニューアル衛生工事図面7-1～7-8より閉鎖型スプリンクラーヘッド：1033個)	お見込みのとおりです。
91	要求水準書	115	第3	8	(3)	イ	スプリンクラー消火設備 閉鎖型スプリンクラーの耐震措置とは、建築設備耐震設計・施工指針 2014年「フレキシブル形継手および変位吸収管継手は、±200mm程度の変位に対応できる長さのもの」と同等の対策を施すと解釈し、配管とヘッド間に適切な長さの巻出管を設置することと考えてよろしいでしょうか。 (既設配管の鋼材での固定はしないものと考えてよろしいでしょうか。既設配管すべての範囲に鋼材での固定を施す場合、天井解体工事等の工事内容が現状以上に大きく拡大します。)	お見込みのとおりです。(既設配管の鋼材での固定は、消防庁通達(平成30年5月)の「スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドライン」に基づきます。)
92	要求水準書	115	第3	8	(3)	イ	スプリンクラー消火設備 スプリンクラー配管は、既設の継続使用とするが、現行の消防法に不適合の部分は改修するとあります。 大ホールの上で舞台設備機構更新に伴い、スプリンクラー本管や枝管が干渉する恐れがあります。舞台設備機器と各種設備の納まり調整した総合図を提示願います。 また、スプリンクラー配管の盛替が必要になった場合、追加工事と考えてよろしいでしょうか。	総合図は事業者が実施設計もしくは施工段階で作成して下さい。スプリンクラー配管の盛替えが発生した場合も提示した事業費の範囲で納めることを原則として下さい。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
93	要求水準書	115	第3	8	(1)	オ	屋内排水配管	「雨水管は全て更新する」とありますが、現状劣化進行箇所・破損箇所は更新し、劣化・破損が見られない箇所については既存流用する提案もお認め頂けますでしょうか。	原則として要求水準書どおりとします。
94	要求水準書	117 121	第3	9	(1)	ア	舞台機構設備	要求水準書記載の内容では、大ホールすのこスペースが狭く、緞帳マシを巻取り式にした場合、別の緞帳マシとオペラ昇降マシの設置が困難で、スプリンカー本管の移設も必要になり、総合的な設計見直しが必要となります。要求水準書作成時の計画図を御提示願います。 また計画図がない場合、提案期間中では改善策の検討は時間的余裕がないため対応できかねます。施工ができない部分は見積算出・提出できません。要求水準書を設計建設部分は既存流用。維持管理部分は保守、保全対応までと業務範囲内容を変更願います。	要求水準書を変更します。
95	要求水準書	117 ～ 121	第3	9	(1)	ア	舞台機構設備 法令変更対応	特定天井耐震化改修工事大ホールの耐震補強計画（大ホールエリア1伏図(2)102、大ホールエリア1軸組図(2)106）に、プロセシアムライト部分に補強鉄骨sV3が配置されています。プロセシアムライトのワイヤ落ち点及び上限レベルが干渉している為、どちらを優先するか御指示願います。	補強鉄骨sV3はプロセシアムサスペンションライトを開口部に飛ばしきっても、干渉しない位置に設定しています。リミットスイッチの上限がそれ以上に設定されている場合は、sV3に当たらない位置を上限として下さい。
96	要求水準書	121 ～ 124	第3	9	(1)	イ	舞台機構設備	要求水準書の記載の内容では、小ホールすのこスペースが狭く、多くの機器が配置困難です。要求水準書作成時の計画図を御提示願います。もし計画図がない場合、要求水準書の記載内容と異なりますが、現状スペースに納まる計画としてよろしいでしょうか。 また計画図がない場合、提案期間中では改善策の検討は時間的余裕がないため対応できかねます。施工ができない部分は見積算出・提出できません。要求水準書を設計建設部分は既存流用。維持管理部分は保守、保全対応までと業務範囲内容を変更願います。	要求水準書を変更します。
97	要求水準書	124 ～ 134	第3	9	(2)		舞台照明設備	今回改修事業において、限られた予算の中で効果的な改修を行うために、一部仕様の見直しの提案を行ってもよろしいでしょうか。	原則として要求水準書どおりとしますが、提案を認めます。その場合、事業者が事業期間中の管理責任が生じることに留意してください。
98	要求水準書	124 ～ 134	第3	9	(2)		舞台照明設備	大・小ホールのボーダーライトにつきまして、ホール運営に支障が出ないと判断できれば、ボーダーケーブルのみ交換とし、その他は既設流用とする提案を行うことは可能でしょうか。	要求水準書どおりとします。
99	要求水準書	124 ～ 134	第3	9	(2)		舞台照明設備	大・小ホールのアップパーホリゾントライトおよびローパーホリゾントライトにつきまして、ホール運営に支障が出ないと判断できれば、ボーダーケーブルのみ交換とし、その他は既設流用とする提案を行うことは可能でしょうか。	要求水準書どおりとします。
100	要求水準書	124 ～ 134	第3	9	(2)		舞台照明設備	ホール運営に支障が無いことを前提に、大・小ホール各所の照明基地制御信号をイーサネットではなく、DMXとして更新する提案を行うことは可能でしょうか。	要求水準書どおり、大ホールはイーサネット回線とします。小ホールは元々DMX回線しか求めていません。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
101	要求水準書	124 ～ 134	第3	9	(2)	舞台照明設備	インテリジェント機能により故障箇所の特が容易となった場合も、修繕の即時対応の可否については不確かであることから、日常点検等で機器不具合を確認できる体制を構築する等の工夫により、インテリジェント機能の無い調光機器更新とする提案を行うことは可能でしょうか。	インテリジェント機能の省略により、どの程度故障時に手間がかかるかを示した上で提案を可とします。
102	要求水準書	124 ～ 134	第3	9	(2)	舞台照明設備	大・小ホールの移動器具につきまして、再利用可能と判断できれば、既設流用を提案することも可能でしょうか。	要求水準書どおりとします。
103	要求水準書	129	第3	9	(2)	舞台照明設備	大・小ホールの照明操作卓のバックアップ方式をデュアルレニングからマニュアルバックアップとする提案をお認め頂けますでしょうか。	マニュアルバックアップとはどのようなことになるのか示して下さい。CPUのダウンが本番中に起きた場合でも、支障なく公演が継続できることが原則です。
104	要求水準書	134～	第3	9	(3)	舞台音響設備	舞台音響について、既存配線は全て更新とありますが、提案としてシステムの二重化を図るにあたり、バックアップ利用として既存配線を残置してもよろしいでしょうか。	必要な配線が新設されていれば、既設配線を残置して利用することを可とします。その場合、事業者による事業期間中の管理責任が生じることに留意してください。
105	要求水準書	134 147	第3	9	(3)	舞台音響設備	舞台音響について、事業期間に対して、高スペックな機器が仕様として設定されていると思われます。今回整備事業の趣旨を鑑み、リーズナブルでかつ貴会館の規模・使い勝手上、問題がないと思われる仕様を提案してもよろしいでしょうか。	原則として要求水準書どおりとしますが、「改修参考仕様」である趣旨をご理解の上、適切なスペックで提案して下さい。
106	要求水準書	147～	第3	10	(3)	備品	備品リスト中で「更新」と記載のある舞台大道具で既存の状態が良好なものは確認の上、再利用してもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
107	要求水準書	148	第3	10	(4)	-	備品更新 第1回質疑No. 170 既存備品処分が要求水準に含まれるが、残置物は「事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。」と廃棄物処理法第三条に施主排出廃棄物の処理責任があるが、法的に問題ありませんか。 弊社は担当工事以外で発生した廃棄物を処理する資格及び責任がないため、対応できません。 施主が排出する廃棄物は、施主の事業等により発生した廃棄物のため、施主自ら処理するか、独自に廃棄物処理業者と処理委託契約を結び、処理を委託しなければならない。とあります。	要求水準書を変更します。
108	要求水準書	152	第5	2	(1)	業務の範囲	「事業者は…中略…関係法令及び本要求水準並びに…」とありますが、遵守する関係法令は、入札書及び提案書受付日時点で、施行されている法令と考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
109	要求水準書	153	第5	3	(1)	イ(ウ)	修繕業務	事業期間中上限2500万円とし、令和9年度に蓄電池の更新が必要とあるが、更新時の蓄電池価格が想定価格より高額であった場合は協議をさせて頂く認識で宜しいか。	お見込みのとおりです。
110	要求水準書	153 169	第5	3	(1) (8)	イ(ウ)	修繕業務 舞台関係の設備	建築物保守管理業務の項目に「事業期間中で上限予算を2,500万円」とありますが、この金額は建物や一般設備等の修繕として見込まれているものであり、舞台機構、照明、音響の舞台関連設備における交換や更新の費用は含まれないものとの認識でよろしいでしょうか。	舞台関連設備の交換や修繕も含まれます。
111	要求水準書	155	第5	3	(1)	ウ(ウ)	その他	「建築物の保守管理の記録等を作成し、点検記録は5年以上…」とあります。一方159ページg記録類の作成及び保管では、運転日誌及び点検記録は3年以上と記載がありますので、統一して頂けると幸いです。	点検記録は3年以上保管するものとします。
112	要求水準書	155	第5	3	(1)	ウ(ウ)	その他	修理等において設計図面に変更が生じた場合、変更箇所を反映させるとありますが、事業外の修理等で変更が生じた場合は、別途費用をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の事業費に含むものとします。
113	要求水準書	155	第5	3	(1)	エ	特記事項	建築物内外の通行等を妨げない・運営業務に支障がないという尺度は、カラーコーン及びテープパーテーション等での区画という理解で宜しいでしょうか。	場合によって異なるため、都度判断してください。
114	要求水準書	155	第5	3	(2)	ア	業務対象	「第3 設計・改修業務」に示す建物及び敷地内の各設備とありますが、電気温水器数が6台と記載があり、実際1台少ないと思われます。対象外のフロアはどこになりますでしょうか。	要求水準書に「電気温水器6台」という記載はありません。
115	要求水準書	156	第5	3	(2)	イ	業務内容	保守管理の範囲を超える修繕が必要な場合は、市と協議するとあります。153ページ(ウ)修繕業務で、初期設備で修繕・更新等を行ったものに限らず、初期設備で既設のままとしたものも含め、施設全体で不具合の出たものの修繕・更新を行う。との記載内容の違いをご教示ください。	初期整備で修繕・更新を行ったかどうかに関わらず、既設流用したものを含め、通常の保守管理の範囲である場合は事業者にて対応し、その範囲を超えるものを市と協議するという意味であり、要求水準書間の不整合はありません。なお「初期設備」は「初期整備」の誤りです。
116	要求水準書	158	第5	3	(2)	ウ(カ)c	昇降機設備	現在の定期点検は3か月に1回の技術員派遣による点検と、毎月のリモート点検です。要求水準書では月1回技術員を派遣とあります。現在の点検方法として差支えないですか。	現在の点検方法として支障ありません。
117	要求水準書	160	第5	3	(3)	エ(ア)	要求水準	本施設内で発生したごみや資源物等の収集・一時保管及び搬出・処分を行うとありますが、施設外に搬出・処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によるものなので、施設外に搬出・処分する場合は、市または指定管理者で行う理解で宜しいでしょうか。	事業者は、本施設内で発生したごみや資源物等の収集・一時保管を行い、搬出・処分については市又は指定管理者の業務とします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
118	要求水準書	164	第5	3	(4)	イ(エ)	警備業務	その他付帯業務に警備上必要な事項及び市の指示する事項との記載があるが、追加費用が発生する場合は別途協議をさせて頂く認識で宜しいか。	お見込みのとおりです。
119	基本協定書（案） 事業契約書（案）	8 79	第11条 別紙13	第4項 11			事業契約締結不調の場合における処理 委託業務終了時の返還、破棄等	「事業契約の締結に至らなかった場合、乙は～甲から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却しなければならない。また、乙は、本事業に関して甲から交付を受けた書類を基に作成した資料、文面～複写物をすべて破棄しなければならない」等の記載がございますが、法令により保管が必要となる場合及び業務記録等として一部資料の保管が必要となる場合において、事業者の責任で秘密情報を含む書面及び複写物等を保管することは、本条の規定に反するものではないと考えてよろしいでしょうか。	「法令により保管が必要となる場合及び業務記録等として一部資料の保管が必要となる場合」が具体的に何を示すのか不明のため、回答できません。
120	基本協定書（案） 事業契約書（案）	9 40	第12条 第102条	第1項	(6)		秘密保持	秘密情報の開示を禁止する規定の対象外とする範囲につきまして「当時者の弁護士その他本事業にかかるアドバイザー、出資者に守秘義務を課して開示する場合」等の記載がございますが、必要と認められる範囲における協力業者等に対する秘密情報の開示は可能であると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
121	基本協定書（案）	9	第12条	第1項	(2)		秘密保持	秘密情報の開示を禁止する規定の対象外とする範囲につきまして「本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合」との記載がございますが、第三者が開示権限を有しているかについては事業者にて判断いたしかねますので、「本協定締結後、第三者から適法に開示を受けた場合」とさせていただきますでしょうか。	原文どおりとします。
122	基本協定書（案）	9	第12条	第1項	(3)		秘密保持	秘密情報の開示を禁止する規定の対象外とする範囲につきまして「被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合」との記載がございますが、証明が困難な場合も想定されますので、「被開示者が独自に開発した情報であることが、客観的に認められる場合」とさせていただきますでしょうか。	原文どおりとします。ご質問のような場合は協議に応じます。
123	基本協定書（案）	9	第12条	第4項			秘密保持	「乙は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、甲の指示に従うものとする」旨の記載がございますが、これは事業者が個人情報の保護に関する法律に基づき適切に対応することを求める趣旨と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
124	事業契約書（案）	8	第18条	第4項			設計の変更	「事業者が市の承諾を得て本件施設の設計変更を行う場合、当該変更により事業者が追加費用が発生したときは、事業者が当該費用を負担する」旨の記載がございますが、厚木市様の承諾を得て行った設計変更に伴い追加費用が発生した場合には、合理的に必要と認められる範囲において事業費の変更対象とさせていただきますでしょうか。	原文どおりとします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
125	事業契約書（案）	11	第26条	第2項		改修に伴う各種調査	「事業者が実施した各種調査の不備、誤謬等から発生する一切の責任は事業者がこれを負担し、かつ、当該不備、誤謬に起因して発生する一切の追加費用を負担する」旨の記載がございますが、これは事業者が当該調査において、善管注意義務を怠ったことにより発生した不備等に関して、直接かつ相当因果関係が認められる範囲において責任と追加費用を負担する趣旨であると考えるよろしいでしょうか。	善管注意義務を怠ったことにより発生した不備等に限るものではありません。
126	事業契約書（案）	11	第28条	第1項		本件施設の改修等に伴う近隣対策等	「事業者は、本件施設の改修工事に先立ち、自己の責任及び費用負担において、周辺住民等に対し事業計画及び工事実施計画の説明を行い、了解を得よう努める」旨の記載がございますが、入札説明書の添付資料1リスク分担表⑤住民対応リスクに定めるとおり、本事業そのものに対する住民反対運動や要望等に対しては、厚木市様が対応いただくものであり、周辺住民の了解は事業主である厚木市様が主体となって得ていただくものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
127	事業契約書（案）	15	第34条	第2項		市による完成確認通知	「市は、完成確認通知を行ったことを理由として、本件施設の改修及び維持管理体制の全部又は一部について何らの責任を負担しない」旨の記載がございますが、設備機器本体等の契約不適合につきましては、完成確認通知（本件施設の引渡）の時、厚木市様が直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者はその責を負わないものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の内容は厚木市工事請負契約約款第55条第2項の規定を踏まえての質問と類推しますが、本事業では施設の改修と併せ、設備機器についても要求水準書に基づく更新・改修等を行い、維持管理期間に渡り機能の維持を図る事業であり、厚木市工事請負契約約款第55条第2項の規定によるものではありません。
128	事業契約書（案）	15	第36条	第1項		契約不適合	契約不適合が、以下のいずれかの事由に起因するものである場合には、当該契約不適合を理由に事業者に修補等の請求を行うことはご容赦いただけますでしょうか。 ①厚木市様の指図により生じたものであるとき。 ②支給材料の性質によるとき。	①についてはお見込みのとおりです。②については市が支給する材料はありません。
129	事業契約書（案）	15	第36条	第1項		契約不適合	契約不適合に伴う事業者の損害賠償範囲として「市が契約不適合を修補するために第三者を使用した場合、当該第三者に対する報酬及び費用の支払に要する金額を含む」旨の記載がございますが、事業者による損害賠償は、直接かつ相当因果関係が認められる範囲内において行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
130	事業契約書（案）	15	第36条	第1項		契約不適合	厚木市様に不相当な負担を課するものでないときは、事業者は厚木市様が請求した方法と異なる方法で修繕を行うことができるものとさせていただきますでしょうか。	その時点での協議によります。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
131	事業契約書（案）	15	第36条	第2項		契約不適合	「契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、契約不適合の修補又は損害賠償を請求できる期間を10年間とする」旨の記載がございますが、民法に従い、修補等を請求できる期間は契約不適合を知った時から5年または本件施設の引渡から10年のいずれか早く到来する時とさせていただきますでしょうか。	修正します。
132	事業契約書（案）	16	第36条	第4項		契約不適合	「事業者は、本件施設の改修工事を事業者から直接に請け負った者をして、事業者の債務の履行を保証する保証書を作成させ、本件施設の引渡日に市に提出する」旨の記載がございますが、当該の保証書につきましては、厚木市様と事業者にて別途ご協議のうえ、合意した内容で作成するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
133	事業契約書（案）	16	第37条	第1項		工期の変更	「事業者は、やむを得ない事情があるときに限り、市に対して工期の変更を請求することができる」旨の記載がございますが、事業者は、事業者の責めに帰すことができない事由による場合には厚木市様に工期の変更を請求することができるものとし、必要があると認められるときは、工期を変更いただけたと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
134	事業契約書（案）	16	第37条	第3項		工期の変更	「第77条1項」との記載がございますが、これは「第76条1項」の誤植であると考えてよろしいでしょうか。	修正します。
135	事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案） 事業契約書（案）	17 32 33 34	第38条 第78条 第80条 第81条	第3項 第6項 第4項 第4項		工期の変更による費用負担 市の解除権 本件施設の完成確認通知の受領前の解除の効果 本件施設の完成確認通知の受領後の解除の効果	「相手方の責めに帰すべき事由により、市又は事業者に規定の違約金額を超過する損害が生じた場合、市又は事業者は、当該の違約金額を超過する部分の損害賠償を相手方に請求できる」及び「市が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合には、市はかかる超過額について別途事業者に請求できる」等の趣旨の記載がございますが、各規定に基づく違約金につきましては損害賠償の予定とさせていただきます、当該違約金を超過する部分についての損害賠償の請求はご容赦いただけますでしょうか。	原文どおりとします。
136	事業契約書（案）	23	第60条	第2項		第三者に及ぼした損害等	「通常避けることができない騒音等の理由により第三者に損害を及ぼした場合でも、事業者がその損害を賠償しなければならない。」とは、不可抗力に起因する第三者への損害もすべて事業者負担ということになるのでしょうか。	不可抗力による場合はこれに含みません。
137	事業契約書（案）	33	第80条	第1項		契約解除のための手続	引渡し前の契約解除の違約金について、第1回質問回答No.288（No.247参照）では、サービス対価Aから割賦手数料を控除した額となっており、事業契約第80条第1項ではそのようになっていませんが、割賦手数料の額を控除することでよろしいでしょうか。	サービス対価から割賦手数料の額を控除した額とします。事業契約書を修正します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
138	事業契約書（案） 事業契約書（案）	41 79	第103条 別紙13	第7項 12		個人情報保護 報告及び監査・検査の実施	「市は、必要に応じて、事業者による個人情報の管理状況について立入調査を行うことができ、事業者は当該立入調査に協力しなければならない」等の記載がございますが、事業者の各構成企業の社屋内には、本事業とは別途、秘密保持義務を負う図面や各種資料等を保管しておりますので、情報セキュリティの必要上、各構成企業の社屋内に立ち入って監査を行うことはご容赦いただき、事業者の情報管理体制について報告等を要する場合は、本事業の担当者から必要な説明を行うことで対応させていただけますでしょうか。	市が事業者による個人情報の管理状況について立入調査を行うような状況が生じた場合、具体的な調査方法については協議の上定めることとします。	
139	事業契約書（案）	49	別紙5	3	(1)	設計・改修業務に係る対価（サービス対価A）	「本件施設の所有権移転後に市が一時金として支払う」時期は、施設引渡し時（令和6年9月30日）後に、適法な請求書を市に提出し、市が当該請求を受けた日から30日以内（サービス対価Aの第1回支払日である令和7年3月末日と同日ではない）との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
140	事業契約書（案）	51	別紙5	3	(1)	設計・改修業務に係る対価（サービス対価A）	サービス対価Aの割賦元金に係る消費税及び地方消費税も、各元金支払時に、加算して支払われることになっております。 本支払方法は、令和3年9月17日付で内閣府民間資金等活用事業推進室より「長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る延払基準の適用が廃止されたことに伴うPFI事業への影響について（周知）」として示されました対価支払方法の制度設計上の影響が考慮されておりません。（別添資料3） つきましては、本件施設の所有権移転後における一時金支払い時に、設計・改修業務に係る対価に対する消費税相当額も一括してお支払い頂く、又は、割賦金利の算定対象に、事業期間中の支払対象となります割賦元金に係る消費税相当額も上乘せしてお支払い頂くか、いずれかの方法への修正をお願いします。	所有権移転後の一時金支払い時に、設計・改修業務に係る対価に対する消費税相当額も一括して支払うこととし、事業契約書（案）を変更します。	
141	事業契約書（案）	66	別紙10	3	(1)	イ	改善計画書の策定、改善行為の実施及び改善状況の確認	契約解除事由として「市は、改善の状況について確認を行い～再度改善勧告を行い、これによっても改善が見込まれない場合又は達成が不可能であると判断されたときには、事業者の帰責事由として契約を解除することがある」旨の記載がございますが、事業者の責に帰すべきではない事由により改善ができない場合には、事業者は免責されるものと考えてよろしいでしょうか。	原文どおりとします。但し、不備等の改善が、事業者の責に帰すべきではない事由によりできない場合には、協議に応じます。
142	事業契約書（案）	66	別紙10	3	(1)	ウ	改善費用の負担	「事業者の責により、改善等の必要が生じた場合において、サービス対価の支払が遅れた場合及び本件事業に遅延が生じた場合に生じる一切の損失は事業者が負担する」旨の記載がございますが、これは直接かつ相当因果関係の範囲内で行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
143	事業契約書（案）	78	別紙13	9		複写、複製又は加工の制限	「受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の指示又は承認があるときは、この限りではない」旨の記載がございますが、本事業に必要と認められる範囲においては、厚木市様の指示又は承認がなくとも事業者の責任で複製等を行うことは可能であると考えてよろしいでしょうか。	市の承諾は必要とお考え下さい。市の承諾に係る具体的方法は、協議により決定することとします。
144	事業契約書（案）	78	別紙13	10		再委託の制限	「受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取り扱いを委託してはならない。ただし、市の承認があるときは、この限りではない」旨の記載がございますが、本事業に必要と認められる範囲においては、厚木市様の承認がなくとも事業者の責任で下請業者等に個人情報及び情報資産を開示することは可能であると考えてよろしいでしょうか。	下請業者等に開示する場合も、市の承諾は必要とお考え下さい。市の承諾に係る具体的方法は、協議により決定することとします。
145	事業契約書（案）	79	別紙13	15		契約の解除	「市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除できる」旨の記載がございますが、これは事業者が正当な事由なく違反した場合に厚木市様が契約を解除できる趣旨であると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
146	様式集 Word	21	様式6-1			入札書	「見積った金額の110分の100に相当する金額を記載してください」とありますが、割賦金利はもともと非課税で見積りますので、見積もった金額を110分の100とした場合、消費税を除く実際の見積金額とは異なる金額になります。 また、第1回質問回答No.351で「契約金額は、入札金額に100分の110を乗じた金額になる」との理解でよろしいでしょうか」との質問に対して「お見込みのとおり」との回答をいただいておりますが、割賦金利が非課税であることが考慮されていないと考えます。 従いまして、入札金額は、他のPFI事業同様、消費税等を含む金額としていただけないでしょうか。	修正します。
147	様式集 Word	33	様式8-5			地域経済・社会への貢献	労務を伴う下請負契約については2次下請負企業(厚木市内に本社を有する)までを含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。別紙参考資料をご覧ください。発注額が二重計上されないようにしてください。
148	様式集 Word	33	様式8-5			地域経済・社会への貢献	材料および仮設、資機材の調達については厚木市内に本社を有する構成員、協力企業から直接発注を受ける商社・代理店・メーカーまでを含むとの理解でよろしいでしょうか。	No.147の回答を参照してください。
149	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答に係る質問	221	No.15 No.247			入札説明書 契約保証金 事業契約書（案） 履行保証等	契約保証金の額について、第1回質問回答No.15の回答では税抜額となっており、第1回質問回答No.247の回答では税込額となっておりますが、一般的な公共工事同様、消費税込の金額（第1回質問回答No.247の回答の額）との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
150	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答に係る質問		No. 33			要求水準書 改修方針	「既設流用で延命措置を提案する場合は、適切な改修となるという技術資料を示して下さい。」とあります。技術資料とは、現地調査の結果、当グループの実績・経験を踏まえた提案等を示せば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
151	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答に係る質問	3 6 9 9 9 9 9 9 10 10 10 10 11 11 11	No. 33 No. 75 No. 112 No. 113 No. 117 No. 118 No. 121 No. 122 No. 123 No. 128 No. 129 No. 130 No. 140 No. 148 No. 152			要求水準書 改修方針 要求水準書 建具改修工事 要求水準書 受変電設備 要求水準書 受変電設備 要求水準書 直流電源設備 要求水準書 電気設備に関する要求水準 要求水準書 電灯設備 要求水準書 分電盤設備 要求水準書 非常放送設備 要求水準書 ラジオ共聴設備 要求水準書 休憩表示設備 要求水準書 トイレ呼出表示設備 要求水準書 空調機器, 換気機器, 屋内排水設備 要求水準書 ダクト設備 要求水準書 ダクト設備	既設再利用又は既設流用をした設備・機器等に修繕・更新の必要が生じた場合の修繕・更新費用は、上限予算2500万円の修繕業務費には含めてはならず、別途維持管理業務費に見込むとの理解でよろしいでしょうか。	市が既設流用を指定した設備・機器等に発生した修繕・更新等の事後保全費用は、2500万円に含みますが、事業者の提案により既設流用したものに発生した事後保全費用は、2500万円には含めずに、別途維持管理業務費に見込んで下さい。
152	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答に係る質問	13	No. 178			要求水準書 修繕業務	市が別途発注を検討する「PFI事業者が原因者ではない」修繕とは、PFI事業者の故意又は過失によらない修繕との理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
153	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答に係る質問	13	No. 178			要求水準書 修繕業務	事業者の提案した修繕費の総額が、上限予算に満たない場合でも、事業者の年度予算を超過した場合、市が別途発注することがあるとの理解でよろしいでしょうか。	事後保全のための事業期間中の修繕費の総額は、2500万円として下さい。これを下回る提案は認めません。
154	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答に係る質問	13	No. 178			要求水準書 修繕業務	実際の劣化状況を踏まえて修繕の実施期間を翌年度以降とした場合、その修繕業務に係るサービス対価は、減額されることなく、翌年度以降の支払いに変更されとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
155	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答に係る質問	16	No. 184			要求水準書 設備運転保守管理業務	ホール等の貸し時間延長した影響で、設備員が残業した場合の費用負担は、主催者が負担するのか。との回答で、原契約では契約金額の範囲内での対応。と回答がありましたが、貸館時間21時30分以降発生する時間外経費は、追加費用を頂ける理解で宜しいでしょうか。	事業主催者の負担を予定しています。
156	備品リスト					備品	備品調達費について、本事業では公表資料の約半分程度の金額となる項目を見込むものとして、内容を再考頂くことは可能でしょうか。	原則として要求水準書どおり更新とします。
157	資料全般						今回ご提示いただいた各種資料に記載がある「協議」とは、厚木市様及び事業者にて誠実に協議を行い、事実関係を踏まえ客観的かつ妥当性のある内容で合意することが前提であると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
158	資料全般						今回ご提示いただいた各種資料に「性能」に関する記載がございますが、事業者は、厚木市様において選定いただいた仕様を反映した設計図書を承認いただくことを前提として、その設計図書に基づいて改修業務を行うものであるため、設計図書のとおりに施工しても確保できない性能につきましては、事業者が保証するものではないと考えてよろしいでしょうか。	本事業は、民間事業者の創意工夫により、合理的・効率的な改修・維持管理を行うことを目的としています。実施設計から施工まで、事業者の責任を伴う事業実施を求めるものです。但し、市が任意評定を取得した大小ホールの特設天井の既設補強に関しては、施工者に性能の保証を求めるものではありません。